

株 主 各 位

平成25年6月7日

証券コード 2607

大阪市中央区西心斎橋二丁目1番5号
(本社事務所 大阪府泉佐野市住吉町1番地)

不二製油株式会社

取締役社長 清水 洋 史

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、平成25年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地
スターゲイトホテル関西エアポート 6階 RICCホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第85期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第85期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件
- 第4号議案 取締役14名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fujioil.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 【議決権の行使についてのご案内】

### 1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日（火曜日）午後5時30分までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 2. インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただけますよう、お願い申し上げます。

#### 記

- ① インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>
- ② インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案の賛否をご登録ください。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成25年6月25日（火曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- ④ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ⑤ インターネットによつて複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ⑥ 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。


- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。)

### 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社証券代行部

【専用ダイヤル】  0120-652-031 (午前9時～午後9時)

＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞  0120-782-031 (平日午前9時～午後5時)

### 3. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、前述のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、デフレ・貿易収支の悪化・雇用環境の低迷等厳しい経済情勢が続きましたが、年末より円安・株価の上昇が進み、景気動向や企業の業況判断に改善の兆しがみられました。海外では、欧州の金融・財政不安の長期化や中国を始めとする新興国の経済成長の鈍化がみられ、不透明な経済情勢が続きました。

当社グループを取り巻く食品業界では、消費者の節約志向・低価格志向は依然強く、厳しい事業環境が続きました。

この様な状況下、当社グループは中期経営計画「Global&Quality 2013」を掲げ、「グローバル経営の推進」「技術経営の推進」「サステナブル経営の推進」を方針として、顧客ニーズに即した製品開発、高機能素材の供給、生産コストの削減に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高は2,321億61百万円（前期比1.9%減）、営業利益は141億47百万円（前期比9.0%増）、経常利益は138億47百万円（前期比6.4%増）、当期純利益は83億36百万円（前期比0.6%増）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

| 事業区分     | 第 84 期<br>(平成24年3月期) |       | 第 85 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成25年3月期) |       | 対 前 期 比 |       |
|----------|----------------------|-------|-----------------------------------|-------|---------|-------|
|          | 金 額                  | 構 成 比 | 金 額                               | 構 成 比 | 金 額     | 増 減 率 |
|          | 百万円                  | %     | 百万円                               | %     | 百万円     | %     |
| 油 脂      | 99,217               | 41.9  | 90,878                            | 39.1  | △8,339  | △8.4  |
| 製菓・製パン素材 | 100,737              | 42.6  | 104,388                           | 45.0  | 3,651   | 3.6   |
| 大豆たん白    | 36,640               | 15.5  | 36,894                            | 15.9  | 254     | 0.7   |
| 合 計      | 236,594              | 100.0 | 232,161                           | 100.0 | △4,433  | △1.9  |

### （油脂事業）

国内では、ヤシ油・パーム油等の主要原料相場下落による販売価格低下により、部門全体の売上高は減収となりました。ヤシ油・パーム油・調合油は採算維持に努めましたが、チョコレート用油脂は、ココアバター相場下落の影響を受け販売価格が低下して、減収・減益となりました。

海外では、チョコレート用油脂は、欧米・中国での販売数量減に加えて、国内同様に販売価格が低下して、減収・減益となりました。

以上の結果、当部門の売上高は908億78百万円（前期比8.4%減）、セグメント利益（営業利益）は33億3百万円（前期比16.2%減）となりました。

### （製菓・製パン素材事業）

国内では、業務用チョコレートは、スイートチョコの販売が増加しましたが、アイスコーティングチョコ・洋生チョコが減少して、減収となりました。クリームは、オーム乳業株式会社の株式取得による連結子会社化で増収となり、マーガリン・フィリングはパン用の販売が増加して、増収となりました。素材輸入では、バター調製品の販売が増加しましたが、粉乳調製品・ココア調製品が減少し、減収となりました。製菓・製パン素材部門の国内全体は、増収・増益となりました。

海外では、業務用チョコレート・クリーム・マーガリン・ショートニングの東南アジア・中国での販売が好調に推移して、増収・増益となりました。

以上の結果、当部門の売上高は1,043億88百万円（前期比3.6%増）、セグメント利益（営業利益）は93億36百万円（前期比33.1%増）となりました。

### （大豆たん白事業）

大豆たん白素材は、水産・冷凍食品・惣菜市場向けが増加しましたが、健康食品市場向け及び発酵培地用途が減少して、減収となりました。大豆たん白機能剤は、輸出・米飯用途が減少しましたが、飲料・発酵培地用途が増加して、増収となりました。大豆たん白食品は、即席麺市場向けが減少しましたが、弁当給食市場向け及び中国での販売が増加して、増収となりました。大豆たん白部門は、大豆価格の高騰の影響を受けて採算が悪化して増収・減益となりました。

以上の結果、当部門の売上高は368億94百万円（前期比0.7%増）、セグメント利益（営業利益）は15億7百万円（前期比25.5%減）となりました。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度における設備投資額は65億円であり、その主な内容は当社の油脂生産設備の能力増などであります。
- ③ 資金調達の状況  
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

| 区 分                    | 第 82 期<br>(平成22年 3 月期) | 第 83 期<br>(平成23年 3 月期) | 第 84 期<br>(平成24年 3 月期) | 第 85 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成25年 3 月期) |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)            | 213,229                | 222,714                | 236,594                | 232,161                             |
| 経 常 利 益 (百万円)          | 17,363                 | 16,243                 | 13,017                 | 13,847                              |
| 当 期 純 利 益 (百万円)        | 10,726                 | 9,783                  | 8,290                  | 8,336                               |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 124.78                 | 113.81                 | 96.44                  | 96.98                               |
| 総 資 産 (百万円)            | 174,275                | 174,435                | 183,862                | 197,142                             |
| 純 資 産 (百万円)            | 98,668                 | 103,220                | 109,464                | 121,534                             |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)   | 1,095.58               | 1,143.82               | 1,205.49               | 1,342.25                            |

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                    | 資 本 金          | 議決権比率           | 主要な事業内容          |
|------------------------------------------|----------------|-----------------|------------------|
| ト ー ラ ク 株 式 会 社                          | 90 百万円         | 100.0 %         | 乳加工食品・豆乳製品の製造・販売 |
| フジフレッシュフーズ株式会社                           | 100            | 100.0           | 大豆たん白食品の製造・販売    |
| 株式会社フジサニーフーズ                             | 99             | 100.0           | 製菓・製パン原材料の卸売     |
| 株式会社フジサニーフーズ九州                           | 30             | 100.0           | 製菓・製パン原材料の卸売     |
| 不二つくばフーズ株式会社                             | 99             | 100.0           | 大豆たん白食品の製造       |
| 不二神戸フーズ株式会社                              | 10             | 100.0           | 大豆たん白食品の製造       |
| 株式会社エフアンドエフ                              | 20             | 60.0            | チョコレート製品の製造・販売   |
| 株式会社阪南タンクターミナル                           | 50             | 65.0            | 倉庫業              |
| 千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社                      | 250            | 52.0            | 倉庫業              |
| オ ー ム 乳 業 株 式 会 社                        | 90             | 100.0           | 乳製品・生クリームの製造・販売  |
| FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.           | US\$11,741千    | 90.0<br>(100.0) | 食用油脂の製造・販売       |
| WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.          | US\$9,768千     | 100.0           | 調製品等の製造・販売       |
| PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.             | RM54,000千      | 70.0            | 食用油脂の製造・販売       |
| FUJI SPECIALTIES, INC.                   | US\$100,000千   | 100.0           | 持株会社             |
| FUJI VEGETABLE OIL, INC.                 | US\$101,500千   | —<br>(97.9)     | 食用油脂の製造・販売       |
| F U J I O I L E U R O P E                | EUR17,900千     | 99.3<br>(100.0) | 食用油脂の製造・販売       |
| NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORP. | PP507,000千     | 86.7            | 食用油脂の製造・販売       |
| FUJI OIL (THAILAND) CO., LTD.            | THB730,000千    | 40.0<br>(70.0)  | 食用油脂の製造・販売       |
| P T . F R E Y A B A D I I N D O T A M A  | Rph49,039,658千 | 31.0<br>(51.0)  | チョコレート製品の製造・販売   |
| 不二製油（張家港）有限公司                            | RMB¥273,480千   | 58.1            | 食用油脂の製造・販売       |
| 不二製油（張家港保税区）有限公司                         | RMB¥12,420千    | 92.0            | 倉庫業              |
| 山東龍藤不二食品有限公司                             | RMB¥74,640千    | 52.0            | 大豆たん白食品の製造・販売    |
| 吉林不二蛋白有限公司                               | RMB¥172,000千   | 72.0            | 大豆たん白製品の製造・販売    |
| 天津不二蛋白有限公司                               | RMB¥91,325千    | 97.3            | 大豆たん白製品の製造・販売    |
| 上海旭洋綠色食品有限公司                             | RMB¥33,427千    | 95.0            | 豆腐・大豆関連製品の製造・販売  |
| 深圳旭洋綠色食品有限公司                             | RMB¥74,416千    | 85.3<br>(100.0) | 豆腐・大豆関連製品の製造・販売  |
| FUJI OIL ASIA PTE. LTD.                  | US\$125千       | 100.0           | 製菓・製パン原材料の卸売     |

(注) 1. ( ) 書きについては、間接所有も含めた議決権比率であります。  
2. FUJI OIL ASIA PTE. LTD. は重要性が増したため、連結子会社といたしました。

#### (4) 対処すべき課題

食品業界を取り巻く環境は、消費者の節約志向・低価格志向は依然強く、引き続き厳しい経営環境になると予想されます。

この様な状況下、当社グループは、二つとない技術力、海外力で競争優位を築き、グローバルに成長を果す企業グループを目指し、中期経営計画「Global & Quality 2013」（平成23年4月～平成26年3月）を策定しております。

本年は中期経営計画の最終年度を迎え、事業部制への移行を柱とする組織改革、サプライチェーンの再構築、新技術導入によるコストダウンの徹底、人事制度改革等の基盤強化を図ります。

並行して、健康・栄養市場、外食・フードサービス市場での拡大を図る事業戦略や、東南アジアを中心に新興国での成長加速、新規エリアでのアライアンス、M&Aの実現等のエリア戦略を推進し、持続的な成長を目指してまいります。

また、安全・品質・環境を最優先することを経営の前提として、コンプライアンスの徹底、内部統制システム、リスク管理体制の充実を図り、食品メーカーとして全てのステークホルダーの皆様からより信頼される企業を目指し、企業価値の一層の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループは油脂（食品加工油脂、チョコレート用油脂、食用油、ヤシ油等）、製菓・製パン素材（チョコレート、クリーム、マーガリン、ショートニング、チーズ素材等）、大豆たん白（粉末状大豆たん白、粒状大豆たん白、大豆たん白食品、水溶性大豆多糖類、豆乳、大豆ペプチド等）の製造販売を行っております。



(6) 主要な営業所および工場 (平成25年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本店：大阪市中央区西心斎橋二丁目1番5号

本社事務所：大阪府泉佐野市住吉町1番地

支社：東京都港区三田三丁目5番27号

支店・営業所：札幌・名古屋・大阪・福岡

事業所・工場：阪南（大阪府）・りんくう（大阪府）・堺・神戸・千葉・関東（茨城県）・たん白食品つくば（茨城県）・石川

研究所：つくば（茨城県）・阪南（大阪府）

② 子会社の主要な事業所（国内）

油 脂：株式会社阪南タンクターミナル（大阪府）・千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社（千葉県）

製菓・製パン素材：トーラク株式会社（兵庫県）・株式会社フジサニーフーズ（大阪府）・株式会社フジサニーフーズ九州（福岡県）・株式会社エフアンドエフ（大阪府）・オーム乳業株式会社（福岡県）

大豆たん白：トーラク株式会社（兵庫県）・フジフレッシュフーズ株式会社（兵庫県）・不二つくばフーズ株式会社（茨城県）・不二神戸フーズ株式会社（兵庫県）

③ 子会社の主要な事業所（海外）

油 脂：FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.（シンガポール）・PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.（マレーシア）・FUJI SPECIALTIES, INC.（アメリカ）・FUJI VEGETABLE OIL, INC.（アメリカ）・FUJI OIL EUROPE（ベルギー）・NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORP.（フィリピン）・不二製油（張家港）有限公司（中国）・不二製油（張家港保税区）有限公司（中国）・FUJI OIL (THAILAND) CO., LTD.（タイ）

製菓・製パン素材：WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.（シンガポール）・PT. FREYABADI INDOTAMA（インドネシア）・FUJI OIL ASIA PTE. LTD.（シンガポール）

大豆たん白：山東龍藤不二食品有限公司（中国）・吉林不二蛋白有限公司（中国）・天津不二蛋白有限公司（中国）・上海旭洋綠色食品有限公司（中国）・深圳旭洋綠色食品有限公司（中国）

(7) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数         | 前連結会計年度末比増減  |
|--------------|--------------|
| 4,034名（766名） | 152名増（149名減） |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数         | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------------|-----------|-------|--------|
| 1,162名（218名） | 26名増（6名増） | 41.3歳 | 17.8年  |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 2,970百万円 |
| 農林中央金庫     | 2,830    |
| 日本生命保険相互会社 | 2,248    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成25年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 357,324,000株
- ② 発行済株式の総数 87,569,383株
- ③ 株主数 17,255名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                           | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|---------------------------------|-----------|---------|
| 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社               | 17,831 千株 | 20.74 % |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）         | 5,176     | 6.02    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）       | 5,146     | 5.99    |
| 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）      | 3,127     | 3.64    |
| 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社     | 2,614     | 3.04    |
| 全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会       | 2,185     | 2.54    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社             | 2,000     | 2.33    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行             | 1,875     | 2.18    |
| 農 林 中 央 金 庫                     | 1,825     | 2.12    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託退給口） | 1,739     | 2.02    |

(注) 持株比率は自己株式（1,609千株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                                   |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 海老原 善 隆 |                                                                                                 |
| 専務取締役     | 山 中 敏 正 | 管理本部長兼リスク管理担当兼情報開示担当                                                                            |
| 専務取締役     | 中 村 修   | 油脂加工食品カンパニー長兼東京支社長                                                                              |
| 専務取締役     | 岡 本 和 三 | 人事総務本部長兼熊取研修所長兼コンプライアンス担当                                                                       |
| 専務取締役     | 清 水 洋 史 | 蛋白加工食品カンパニー長兼大阪支店長                                                                              |
| 常務取締役     | 高 木 茂   | 生産管理本部長兼安全・品質・環境担当兼生産担当兼阪南事業所長                                                                  |
| 常務取締役     | 寺 西 進   | 購買物流本部長                                                                                         |
| 常務取締役     | 前 田 裕 一 | 研究本部長兼つくば研究開発センター長                                                                              |
| 常務取締役     | 内 山 哲 也 | 油脂加工食品カンパニー副カンパニー長兼油脂加工食品カンパニー油脂加工食品海外第二部門長                                                     |
| 常務取締役     | 西 村 一 郎 | 生産技術本部長                                                                                         |
| 常務取締役     | 久 野 貢   | 経営企画本部長兼不二製油（張家港）有限公司董事長                                                                        |
| 取 締 役     | 小 林 誠   | 蛋白加工食品カンパニー副カンパニー長兼蛋白加工食品カンパニー蛋白加工食品海外部門長                                                       |
| 取 締 役     | 吉 田 友 行 | 油脂加工食品カンパニー油脂加工食品海外第一部門長兼FUJI OIL ASIA PTE. LTD. 社長                                             |
| 常 勤 監 査 役 | 枡 井 俊 一 |                                                                                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 岩 朝 央   |                                                                                                 |
| 監 査 役     | 松 本 稔   | 松本公認会計士事務所所長                                                                                    |
| 監 査 役     | 江 名 昌 彦 | 伊藤忠商事株式会社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー、ジャパンフーズ株式会社社外監査役、株式会社日本アクセス社外監査役、プリマハム株式会社社外監査役、株式会社C F I 社外監査役 |

- (注) 1. 監査役 松本稔および監査役 江名昌彦の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は松本稔氏を東京証券取引所ならびに大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役 松本稔氏は、松本公認会計士事務所所長の職に就いており、計算書類等の作成、監査の専門的経験を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中の役員の担当および重要な兼職の状況の異動は次のとおりであります。
- 常務取締役 西村一郎氏は、平成24年6月1日付でFUJI OIL EUROPE社社長を退任し、平成24年6月26日付で生産技術本部長となっております。
- 常務取締役 内山哲也氏は、平成24年6月11日付でFUJI VEGETABLE OIL, INC社社長を退任しております。
- 監査役 松本稔氏は、平成24年6月27日付で日本インシュレーション株式会社監査役を退任しております。
- 監査役 江名昌彦氏は、平成24年4月1日付で株式会社CFI社外監査役に就任しております。
4. 事業年度末日後の役員の地位、担当および重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。  
平成25年4月1日付

| 変更前の地位、担当および重要な兼職の状況                             | 氏 名     | 変更後の地位、担当および重要な兼職の状況                    |
|--------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------|
| 代表取締役社長                                          | 海老原 善 隆 | 代表取締役会長                                 |
| 専務取締役蛋白加工食品カンパニー長兼大阪支店長                          | 清 水 洋 史 | 代表取締役社長                                 |
| 専務取締役管理本部長兼リスク管理担当兼情報開示担当                        | 山 中 敏 正 | 取締役専務執行役員経本部長兼情報開示担当                    |
| 専務取締役油脂加工食品カンパニー長兼東京支社長                          | 中 村 修   | 取締役専務執行役員営業本部長兼国際本部長兼東京支社長              |
| 専務取締役人事総務本部長兼熊取研修所長兼コンプライアンス担当                   | 岡 本 和 三 | 取締役専務執行役員人事総務本部長兼熊取研修所長兼コンプライアンス担当      |
| 常務取締役生産管理本部長兼安全・品質・環境担当兼生産担当兼阪南事業所長              | 高 木 茂   | 取締役常務執行役員生産管理本部長兼安全・品質・環境担当兼生産担当兼阪南事業所長 |
| 常務取締役購買物流本部長                                     | 寺 西 進   | 取締役常務執行役員原料部・資材部・ロジスティクス部担当             |
| 常務取締役研究本部長兼つくば研究開発センター長                          | 前 田 裕 一 | 取締役常務執行役員研究開発本部長兼つくば研究開発センター長           |
| 常務取締役油脂加工食品カンパニー副カンパニー長兼油脂加工食品カンパニー油脂加工食品海外第二部門長 | 内 山 哲 也 | 取締役常務執行役員事業本部長兼油脂事業部長                   |

|                                              |         |                                           |
|----------------------------------------------|---------|-------------------------------------------|
| 常務取締役生産技術本部長                                 | 西 村 一 郎 | 取締役常務執行役員技術開発部・工務部担当                      |
| 常務取締役経営企画本部長兼不二製油（張家港）有限公司董事長                | 久 野 貢   | 取締役常務執行役員経営企画本部長兼リスク管理担当兼不二製油（張家港）有限公司董事長 |
| 取締役蛋白加工食品カンパニー副カンパニー長兼蛋白加工食品カンパニー蛋白加工食品海外部門長 | 小 林 誠   | 取締役執行役員事業本部新規事業部長                         |

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

河部博国および岩朝央の両氏は、平成24年6月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任し、黒岡彰氏は、平成24年6月26日開催の同総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。吉田友行氏は平成25年3月31日付をもって取締役を辞任し、中山勇氏は平成24年12月31日付をもって取締役（社外）を辞任いたしました。なお、中山勇氏の在任期間中の重要な兼職の状況は以下のとおりです。

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役    | 中 山 勇 | 伊藤忠商事株式会社常務執行役員食料カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント兼食糧部門長、株式会社PIH社外取締役、伊藤忠飼料株式会社社外取締役、伊藤忠製糖株式会社社外取締役、伊藤忠食糧株式会社社外取締役、ジャパンフーズ株式会社社外取締役、株式会社CFI代表取締役社長、株式会社食料マネジメントサポート社外取締役、EGT Investment Corporation 社外取締役、P.T.Aneka Coffee Industry非常勤監査役 |

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数         | 報 酬 等 の 総 額       |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 16名<br>(1名) | 497百万円<br>(2百万円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(2名)  | 45百万円<br>(8百万円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員合計)  | 21名<br>(3名) | 543百万円<br>(11百万円) |

(注) 1. 上記取締役および監査役の員数には、平成24年6月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名、平成24年12月31日付をもって辞任した社外取締役1名および平成25年3月31日付をもって辞任した取締役1名、平成24年6月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

2. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  3. 上記報酬等の総額には以下のものが含まれております。
    - ①当事業年度における取締役賞与の支給予定額108百万円（ただし、取締役13名とし、社外取締役1名および監査役4名を除く。）
    - ②当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額113百万円（ただし、社外役員3名を除く。）
  4. 平成24年6月26日開催の第84回定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名に対し、105百万円の役員退職慰労金を、同総会の終結の時をもって辞任により退任した監査役1名に対して、5百万円の役員退職慰労金をそれぞれ支払っております。なお、当該役員退職慰労金の金額には、当事業年度および過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めて開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
  5. 当社は、平成24年6月26日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金について役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いただいております。同総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することとなっております。同決議に基づく役員退職慰労金の平成25年3月31日現在における未払残高は、取締役13名に対し374百万円、監査役1名に対し8百万円であります。なお、この金額には、当事業年度および過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めて開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
  6. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月26日開催の第84回定時株主総会において年額6億円以内（うち社外取締役は年額3,000万円以内）と決議いただいております。なお、取締役の報酬限度額には、取締役賞与を含むものとし、使用人分給与は含まないものとします。
  7. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第79回定時株主総会において年額6,000万円以内（うち社外監査役は年額1,500万円以内）と決議いただいております。
- ④ 社外役員に関する事項
- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役を辞任した中山勇氏は、伊藤忠商事株式会社の常務執行役員食料カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント兼食糧部門長および株式会社CFI代表取締役社長を兼務しておりました。なお、当社は伊藤忠商事株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係がありますが、株式会社CFIとの間に記載すべき取引関係はありません。
  - ・監査役 松本稔氏は、松本公認会計士事務所所長を兼務しておりますが、当社は松本公認会計士事務所との間に取引関係はありません。
  - ・監査役 江名昌彦氏は、伊藤忠商事株式会社の食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサーを兼務しております。なお、当社は伊藤忠商事株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。

- ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役を辞任した中山勇氏は、株式会社PIH、伊藤忠飼料株式会社、伊藤忠製糖株式会社、伊藤忠食糧株式会社、ジャパンフーズ株式会社、株式会社食料マネジメントサポートおよびEGT Investment Corporationの社外取締役を兼務し、P. T. Aneka Coffee Industryの非常勤監査役を兼務しておりました。なお、当社は、伊藤忠飼料株式会社、伊藤忠食糧株式会社およびジャパンフーズ株式会社との間に主要な製品取引等の取引関係があります。その他の法人等と当社との間に記載すべき取引関係はありません。
  - ・監査役 松本稔氏は、他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況は特にありません。
  - ・監査役 江名昌彦氏は、ジャパンフーズ株式会社、株式会社日本アクセス、プリマハム株式会社および株式会社CFIの社外監査役を兼務しております。なお、当社は、ジャパンフーズ株式会社、株式会社日本アクセスおよびプリマハム株式会社との間に主要な製品取引等の取引関係があります。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会および監査役会への出席状況

|           | 取締役会（15回開催） |      | 監査役会（12回開催） |      |
|-----------|-------------|------|-------------|------|
|           | 出席回数        | 出席率  | 出席回数        | 出席率  |
| 取締役 中山 勇  | 10回         | 90%  | —           | —    |
| 監査役 松本 稔  | 15回         | 100% | 12回         | 100% |
| 監査役 江名 昌彦 | 14回         | 93%  | 12回         | 100% |

- ・取締役会における発言状況  
 当事業年度中、取締役会は合計15回開催いたしました。取締役 中山勇氏は、社外取締役を辞任される迄の期間開催された11回の取締役会のうち、10回出席し、経営全般の視点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営監視機能を十分に発揮いたしました。  
 監査役 松本稔氏は、15回の取締役会のうち、15回出席し、主に公認会計士としての見地から適宜質問を行い、また意見を表明するなど監査機能を十分に発揮いたしました。  
 監査役 江名昌彦氏は、15回の取締役会のうち、14回出席し、主に財務・会計の見地から適宜意見を表明するなど監査機能を十分に発揮いたしました。



- ・監査役会における発言状況

当事業年度中、監査役会は合計12回開催いたしました。監査役 松本稔氏は12回の監査役会のうち、12回出席し、監査役 江名昌彦氏は、12回の監査役会のうち、12回出席しました。なお、監査役 松本稔氏は主に公認会計士としての企業会計に関する見地から発言を行い、監査役 江名昌彦氏は、主に財務・会計の見地から、それぞれ発言を行いました。各社外監査役は、監査役会で定めた方針に従い、取締役会等の重要な会議への出席および重要書類の閲覧を行うとともに常勤監査役より主要各部門や事業所およびその子会社等の調査報告を受けております。

- 二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役 松本稔氏、監査役 江名昌彦氏のいずれも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当社は、取締役中山 勇氏が辞任により社外取締役の資格を喪失した平成24年12月31日までの間、同氏との間でも同様の責任限定契約を締結していました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                      | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 59百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 68百万円 |

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「リファード・ジョブ業務」に対し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案として提出することといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしておりません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、その内容の概要は以下のとおりであります。

- 1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 取締役および使用人は「安全・品質・環境」を最優先することを経営の前提に「経営基本方針」「不二製油グループ行動規範」に則り行動するものとする。
  - 2) 当社は、社長および経営会議の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、行動規範に反する事態に備えるとともに、行動規範が企業の風土として定着するようコンプライアンス教育、研修を通じて周知徹底を図る。「コンプライアンス委員会」は、定期的にレビューを行い、結果を社長または経営会議および取締役会に報告する。
  - 3) 当社においてコンプライアンスに反する行為があり、職制を通じての是正が機能しない場合は、使用人は「社内通報制度」により通報するものとする。この場合、通報することにより不利益がないことを確保する。また、「内部通報規程」を定め、外部の弁護士事務所にも「通報窓口」を設置することにより、運用面での実効性を図る。
  - 4) 当社は、違法な勢力とは接触を持たず、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを基本とする。
  - 5) 当社は、社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、法令、定款、社内諸規程の遵守状況につき、内部監査を実施し社長に結果を報告する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
当社は、法令で定める法定文書の他、職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を、「文書管理規程」「情報管理基本規程」その他社内規程の定めるところにより、適切に保存および管理する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社は、社長および経営会議の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、「不二グループリスククライシス管理規程」および職務分掌規程に基づいた職制上のリスク管理に加え、組織を横断する重要なリスク区分毎に、管理責任者を決めてリスク管理体制の構築および運用を行う。各リスクの責任者は、不二グループ全体のリスククライシスへの備えと継続的改善を行う。「リスクマネジメント委員会」は、定期的にレビューを行い、結果を社長または経営会議および取締役会に報告する。

- 2) 当社は、社長および経営会議の諮問機関として「安全・品質・環境委員会」を設置し、グループ経営の基盤を確固たるものにするを目的として「企業活動による人的・物的危害の防止」「製品による顧客への危害の防止」「生産活動による環境負荷の低減」に関して中期的な方針・施策の立案、決定、推進を行い、経営資源の適正な配分、グループ全体のモニタリングを行う。「安全・品質・環境委員会」は定期的にレビューを行い、結果を社長または経営会議および取締役会に報告する。また、「安全衛生管理規程」を定め、IS09001、IS014001の実践的活用を図る。
  - 3) 当社は、社長および経営会議の諮問機関として「企業風土委員会」を設置し、企業風土の醸成および推進を通し、内部統制における統制環境の基盤作りに寄与することを目的とし、中期的な方針・施策を立案、決定の上、各種活動を行う。「企業風土委員会」は、定期的にレビューを行い、結果を社長または経営会議および取締役会に報告する。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、意思決定の迅速化のため「職務分掌規程」「職務権限規程」等社内規程を整備し、権限・責任を明確にするとともに、重要事項については、原則として毎月2回開催される会長、社長、取締役専務執行役員および取締役常務執行役員をメンバーとする経営会議での審議を踏まえて社長および取締役会の意思決定に資するものとする。
  - 2) 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告を行う。
  - 3) 当社は、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確にする。
  - 4) 当社は、営業成績の進捗状況を的確、タイムリーに把握するための管理会計システムを整備し、この実践的運用を通じ、変化に対しスピーディーに対処する体制を構築する。
- 5 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の窓口部署と主管責任者を定める。グループ会社は、「グループ会社管理規程」に定める重要項目については当社の承認を得、報告を行う。
  - 2) 主管責任者は、グループ会社の経営に責任と権限を持ち、グループ会社に対し「不二グループ行動規範」「不二グループリスククライシス管理規程」が適切に実施されるよう助言指導し、業務の適正を確保するための体制を構築させる。
  - 3) 内部監査室および監査役は、連携してグループ会社の業務の適正を監査する。

- 6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、取締役と協議のうえ必要とする監査役を補助すべき使用人をおくことができる。この場合当該使用人は専任とし、人事考課は監査役が行い異動には監査役の同意を得るものとする。
- 7 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  - 1) 監査役は取締役会のほか、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - 2) 取締役は、以下の事項につき速やかに監査役に報告する。
    - ① 会社の信用を大きく低下させた、またはさせる恐れのあるもの
    - ② 会社業績に大きく悪影響を与えた、または与える恐れのあるもの
    - ③ 行動規範に反し、その影響が重大なもの、またはその恐れがあるもの
    - ④ その他上記に準じる事項
  - 3) 取締役および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ的確に対応する。
- 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができる。
  - 2) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室、会計監査人との連携をはかり、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行をはかる。
  - 3) 監査役会は、独自意見を形成するため必要あるときは、その判断で外部専門家を起用することができる。
- 9 財務報告の適正性を確保するための体制  
財務報告の適正性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出の目的のため、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、改善を図る。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまます。従いまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確認する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行ったうえで、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「食」の創造を通して、健康で豊かな生活に貢献します。」を企業理念に、独自の技術開発に挑戦し、安心安全で、様々な機能を持つ植物性油脂、製菓製パン素材、大豆たん白製品を国内・海外のお客様に広くお届けしています。同時に食品メーカーとして“安全・品質・環境を最優先する。”を経営の前提と位置づけ、安全な工場運営、厳格な品質管理、トレーサビリティシステムの拡充、環境保全への対応など積極的に取り組んでいます。

このような企業活動を推進する当社および当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）にとり、企業価値の源泉である①独自の技術開発力、②食のソフト開発力による提案営業、③国内・海外のネットワーク、④食の安全を実現する体制および⑤企業の社会的責任を強化するとともに研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめとする当社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行ったりすること等を可能とする枠組みが必要不可欠であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為に対しては、会社法上の株主総会における株主の皆様のご意思等に基づき、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 2. 基本方針実現のための取組み（概要）

### (1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、平成23年4月にスタートした中期経営計画「Global & Quality 2013」（平成23年4月～平成26年3月）の最終年度を迎え、『世界の声を反映する「ものづくり」を通じ、「二つとない」価値を提供することで、健康で豊かな生活に貢献する企業グループ』を実現するため、更なる基盤強化・成長戦略に取り組んでまいります。

- ・「グローバル経営の推進」
- ・「技術経営の推進」
- ・「サステナブル経営の推進」

という基本方針のもと、「ニッチ、スペシャル、グローバルに、健康と美味しさを提供し、世界のお客様に認めていただく食の素材メーカー」を実現し、グループ一丸となって、より一層の企業価値の向上、株主共同の利益の最大化に取り組んでまいります。

### (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成19年5月10日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「旧プラン」といいます。）の導入を決議し、第79回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ました。その後、平成22年5月7日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を一部変更の上、定めるとともに、新たな「当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を採用することを決定し、平成22年6月22日開催の第82回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ました。本プランの一部変更の主な内容は以下のとおりですが、旧プランの基本的内容に関する変更はございません。

1. 大量取得行為を行う大量取得者には、当社が定める書式の「意向表明書」をあらかじめ提出していただくことを追加
2. 取締役会が検討期間を延長する場合の上限を原則として30日間とすることを追加
3. 対抗措置の一つである新株予約権の無償割当てに関して、発動時・停止時の記載および投資家に与える影響、行使期間、取得条項等をより明確化したこと
4. 株券電子化および金融商品取引法の施行等の関連法令による所要の改訂

本プランは、当社が発行者である株券等について、①保有者の株券等保有割合が20%以上となる大量取得行為、または②公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け③保有者が当社の他の株主との間で当該他の株主が共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該保有者の株券等保有割合が20%以上となるような行為（以下「大量取得行為」と総称します。）を対象といたします。これらの大量取得行為が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものであります。

当社の株券等について大量取得行為が行われる場合、当該大量取得行為に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した当社の書式にて意向表明書および買付説明書の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）について、株主に対する情報開示等を行います。

(i) 大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）が、本プランに定める手続を遵守しない場合、(ii) 大量取得行為が、上記基本方針に反し、本プランの定める当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう事項に該当する場合、(iii) 大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資する場合のいずれかに該当すると当社取締役会が判断した場合を除き、対抗措置を発動するか否かについては、原則として会社法上の株主総会において株主の皆様が判断していただきます。但し、前記(i)または(ii)に該当する場合には、取締役会の判断により対抗措置を発動する場合があります。対抗措置は、新株予約権の無償割当て等会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置といたします。対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合には、その新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、原則として、1円を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができます。

本プランの有効期間は、第82回定時株主総会終結の時から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、対抗措置が発動されていない場合には、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、仮に新株予約権の無償割当てが実施された場合には、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります。



なお、本プランの詳細については、当社のインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fujioil.co.jp/>）に掲載しております平成22年5月7日付プレスリリースをご覧ください。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また本プランは、前述の記載のとおり、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、かつ、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものであります。

なお、上記の取組みに替わるものとして、第85回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」につき、議案を上程する予定であります。その詳細につきましては、本招集ご通知の株主総会参考書類をご参照ください。

# 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                         |                                  | 負 債 の 部          |                         |                                  |
|-----------------|-------------------------|----------------------------------|------------------|-------------------------|----------------------------------|
| 科 目             | 当連結会計年度<br>(平成25年3月31日) | (ご参考)<br>前連結会計年度<br>(平成24年3月31日) | 科 目              | 当連結会計年度<br>(平成25年3月31日) | (ご参考)<br>前連結会計年度<br>(平成24年3月31日) |
| <b>流動資産</b>     | <b>106,819</b>          | <b>97,913</b>                    | <b>流動負債</b>      | <b>57,656</b>           | <b>51,099</b>                    |
| 現金及び預金          | 19,136                  | 12,403                           | 支払手形及び買掛金        | 23,061                  | 22,394                           |
| 受取手形及び売掛金       | 46,964                  | 46,350                           | 短期借入金            | 23,331                  | 17,981                           |
| 商品及び製品          | 18,458                  | 17,793                           | 一年内償還予定社債        | 20                      | 20                               |
| 原材料及び貯蔵品        | 18,183                  | 17,036                           | 未払法人税等           | 3,215                   | 2,100                            |
| 繰延税金資産          | 874                     | 958                              | 賞与引当金            | 1,760                   | 1,692                            |
| その他             | 3,318                   | 3,470                            | 役員賞与引当金          | 104                     | 85                               |
| 貸倒引当金           | △115                    | △99                              | その他              | 6,163                   | 6,824                            |
| <b>固定資産</b>     | <b>90,322</b>           | <b>85,948</b>                    | <b>固定負債</b>      | <b>17,950</b>           | <b>23,299</b>                    |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>74,309</b>           | <b>73,921</b>                    | 社債               | 5,020                   | 5,040                            |
| 建物及び構築物         | 28,994                  | 29,583                           | 長期借入金            | 8,668                   | 14,678                           |
| 機械装置及び運搬具       | 27,332                  | 26,186                           | 繰延税金負債           | 1,129                   | 727                              |
| 土地              | 15,940                  | 15,932                           | 退職給付引当金          | 2,281                   | 1,985                            |
| 建設仮勘定           | 851                     | 875                              | 役員退職慰労引当金        | 28                      | 467                              |
| その他             | 1,189                   | 1,343                            | その他              | 822                     | 399                              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,530</b>            | <b>1,544</b>                     | <b>負債合計</b>      | <b>75,607</b>           | <b>74,398</b>                    |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>14,482</b>           | <b>10,483</b>                    | <b>純 資 産 の 部</b> |                         |                                  |
| 投資有価証券          | 11,851                  | 8,671                            | <b>株主資本</b>      | <b>118,692</b>          | <b>112,414</b>                   |
| 繰延税金資産          | 186                     | 63                               | 資本金              | 13,208                  | 13,208                           |
| その他             | 2,648                   | 1,979                            | 資本剰余金            | 18,324                  | 18,324                           |
| 貸倒引当金           | △204                    | △232                             | 利益剰余金            | 88,905                  | 82,627                           |
| <b>資産合計</b>     | <b>197,142</b>          | <b>183,862</b>                   | 自己株式             | △1,746                  | △1,746                           |
|                 |                         |                                  | その他の包括利益累計額      | △3,311                  | △8,790                           |
|                 |                         |                                  | その他有価証券評価差額金     | 2,781                   | 1,359                            |
|                 |                         |                                  | 繰延ヘッジ損益          | 565                     | 290                              |
|                 |                         |                                  | 為替換算調整勘定         | △6,658                  | △10,440                          |
|                 |                         |                                  | 少数株主持分           | 6,154                   | 5,839                            |
|                 |                         |                                  | <b>純資産合計</b>     | <b>121,534</b>          | <b>109,464</b>                   |
|                 |                         |                                  | <b>負債純資産合計</b>   | <b>197,142</b>          | <b>183,862</b>                   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目            | 当連結会計年度<br>(平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで) | (ご参考)<br>前連結会計年度<br>(平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで) |
|----------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 売上高            | 232,161                                  | 236,594                                           |
| 売上原価           | 188,054                                  | 194,767                                           |
| 売上総利益          | 44,107                                   | 41,827                                            |
| 販売費及び一般管理費     | 29,959                                   | 28,844                                            |
| 営業利益           | 14,147                                   | 12,983                                            |
| 営業外収益          | 510                                      | 870                                               |
| 受取利息及び配当金      | 251                                      | 356                                               |
| その他の           | 258                                      | 513                                               |
| 営業外費用          | 810                                      | 835                                               |
| 支払利息           | 498                                      | 619                                               |
| その他の           | 312                                      | 215                                               |
| 経常利益           | 13,847                                   | 13,017                                            |
| 特別利益           | 144                                      | 150                                               |
| 関係会社出資金売却益     | -                                        | 150                                               |
| 投資有価証券売却益      | 144                                      | -                                                 |
| 特別損失           | 575                                      | 298                                               |
| 固定資産処分損失       | 155                                      | 146                                               |
| 減損損失           | 347                                      | -                                                 |
| 投資有価証券評価損      | -                                        | 55                                                |
| 災害による損失        | -                                        | 32                                                |
| その他の           | 73                                       | 64                                                |
| 税金等調整前当期純利益    | 13,416                                   | 12,869                                            |
| 法人税、住民税及び事業税   | 4,982                                    | 3,610                                             |
| 法人税等調整額        | △262                                     | 603                                               |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 8,696                                    | 8,654                                             |
| 少数株主利益         | 359                                      | 364                                               |
| 当期純利益          | 8,336                                    | 8,290                                             |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 13,208  | 18,324    | 82,627    | △1,746  | 112,414     |
| 当 期 変 動 額                     |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △2,063    |         | △2,063      |
| 当 期 純 利 益                     |         |           | 8,336     |         | 8,336       |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △0      | △0          |
| 持分法適用会社の増加に伴う増減               |         |           | 5         |         | 5           |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | -       | -         | 6,278     | △0      | 6,278       |
| 当 期 末 残 高                     | 13,208  | 18,324    | 88,905    | △1,746  | 118,692     |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                  |                    |                              | 少<br>持 | 株<br>主<br>分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|----------------------------|------------------|--------------------|------------------------------|--------|-------------|-----------|
|                               | そ の 他 有 価 証<br>券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括<br>利 益 累 計 額 合 計 |        |             |           |
| 当 期 首 残 高                     | 1,359                      | 290              | △10,440            | △8,790                       | 5,839  | 109,464     |           |
| 当 期 変 動 額                     |                            |                  |                    |                              |        |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                            |                  |                    |                              |        | △2,063      |           |
| 当 期 純 利 益                     |                            |                  |                    |                              |        | 8,336       |           |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                            |                  |                    |                              |        | △0          |           |
| 持分法適用会社の増加に伴う増減               |                            |                  |                    |                              |        | 5           |           |
| 株主資本以外の項目の当期<br>変 動 額 ( 純 額 ) | 1,421                      | 275              | 3,781              | 5,478                        | 314    | 5,792       |           |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | 1,421                      | 275              | 3,781              | 5,478                        | 314    | 12,070      |           |
| 当 期 末 残 高                     | 2,781                      | 565              | △6,658             | △3,311                       | 6,154  | 121,534     |           |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 27社
- ・主要な連結子会社の名称  
トーラク株式会社  
フジフレッシュフーズ株式会社  
FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.  
WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称  
石川サニーフーズ株式会社  
不二富吉（北京）科技有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数  
4社
- ・主要な会社等の名称  
K&FS PTE. LTD.  
正義股份有限公司  
PT. MUSIM MAS-FUJI  
INTERNATIONAL OILS & FATS LTD.

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称  
株式会社大新
- ・持分法を適用しない理由  
各社の当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

##### ① 連結の範囲の変更

FUJI OIL ASIA PTE. LTD. は、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。  
前連結会計年度において連結子会社であったケイ・ピー食品株式会社およびワルツファンシー株式会社は、当連結会計年度において同じく連結子会社である不二バター株式会社（株式会社フジサニーフーズに商号変更）と合併したため、連結の範囲から除外しております。

##### ② 持分法の適用範囲の変更

PT. MUSIM MAS-FUJIは、重要性が増したため当連結会計年度より持分法適用関連会社の範囲に含めております。

INTERNATIONAL OILS & FATS LTD. は、平成25年3月26日に連結子会社であるFUJI OIL EUROPEが株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より持分法適用関連会社といたしました。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD. ・ PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD. ・ WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD. ・ FUJI SPECIALTIES, INC. 及びFUJI VEGETABLE OIL, INC. 他12社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、当該年度の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券のうち、時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）に、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価は、主として移動平均法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

ハ. デリバティブの評価は、時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、主として定率法によっております。但し、建物、当社の賃貸用資産及び一部の連結子会社では定額法によっております。

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の損益への影響は軽微であります。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ニ. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

ホ. 役員退職慰労引当金は、役員退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社において、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準について、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

重要なヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

(追加情報)

役員退職慰労金制度廃止

当社は、平成24年6月26日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、当該株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給の時期は、各役員の退任時とすることを決議いたしました。

これに伴い、役員退職慰労引当金を固定負債「その他」へ振り替えております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

#### ① 担保に供している資産

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 329百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 16百万円  |
| 土地        | 266百万円 |
| その他       | 0百万円   |
| 計         | 612百万円 |

#### ② 担保に係る債務

|       |      |
|-------|------|
| 短期借入金 | 8百万円 |
| 計     | 8百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 155,266百万円

(3) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金、大阪府新規事業促進補助金による圧縮記帳額147百万円（建物及び構築物39百万円、機械装置及び運搬具102百万円、土地4百万円、その他1百万円）が控除されております。

### (4) 偶発債務

非連結子会社の金融機関からの借入に対する債務保証

|                    |         |
|--------------------|---------|
| PT. MUSIM MAS-FUJI | 870百万円※ |
| SOYAFARM USA INC.  | 18百万円   |

※ 上記のうち191百万円は当社の保証に対し他社から再保証を受けております。

### (5) 受取手形割引高

該当事項はありません。

### (6) 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

|      |        |
|------|--------|
| 受取手形 | 491百万円 |
| 支払手形 | 58百万円  |



### 3. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは以下の減損損失を計上いたしました。

| 用 途 種 類   | 場 所                    | 減 損 損 失 (百 万 円) |
|-----------|------------------------|-----------------|
| 大豆たん白食品製造 | 建物、機械及び装置等<br>中国広東省深圳市 | 347             |

当社グループは、事業の種類別セグメントを主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

上記資産につきましては、継続的に営業損失を計上しているため、上記資産の帳簿価額を使用価値（将来キャッシュ・フローがマイナスであるため評価ゼロ）により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失347百万円として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物186百万円、機械装置及び運搬具96百万円、その他64百万円であります。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 87,569千株      | 一千株          | 一千株          | 87,569千株     |

#### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 1,608千株       | 0千株          | 一千株          | 1,609千株      |

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

イ. 平成24年6月26日開催の第84回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,031百万円
- ・ 1株当たり配当額 12.00円
- ・ 基準日 平成24年3月31日
- ・ 効力発生日 平成24年6月27日

ロ. 平成24年11月2日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,031百万円
- ・ 1株当たり配当額 12.00円
- ・ 基準日 平成24年9月30日
- ・ 効力発生日 平成24年12月10日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
平成25年6月26日開催予定の第85回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

|            |            |
|------------|------------|
| ・ 配当金の総額   | 1,117百万円   |
| ・ 配当の原資    | 利益剰余金      |
| ・ 1株当たり配当額 | 13.00円     |
| ・ 基準日      | 平成25年3月31日 |
| ・ 効力発生日    | 平成25年6月27日 |

- (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

## 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、通貨関連では原則として外貨建債権債務の残高及び成約高の範囲内で為替予約取引を利用することとしております。金利関連では将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、対象となる債務の残高の範囲内で金利スワップを利用することとしております。また、商品関連では主として成約高の範囲内で先物予約を利用しております。なお、投機を目的とした取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会等に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。原料等の輸入に伴う外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債、長期借入金、リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。長期の資金調達の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引のうち、通常の営業取引に係る為替予約取引は担当部門ごとに、また、食料の先物取引は原料調達部門において、取引権限及び取引限度額等に関する社内ルールに基づき行っております。ポジション管理はそれぞれの部門ごとに行っておりますが、経理部門において取引状況、残高及び評価損益をチェックする体制をとっております。なお、全体のポジションについては、定期的に、取締役会等に報告しております。金利スワップ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的としております。通貨関連、商品関連及び金利関連ともに、取引の契約先は、いずれも信用度の高い大手銀

行、商社あるいは取引所会員を相手として取引を行っているため、契約が履行されないことによる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「(2)金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する正味の債権・債務の純額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次に含めておりません。(注2)参照)

(単位：百万円)

|                   | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額   |
|-------------------|----------------|--------|------|
| (1) 現金及び預金        | 19,136         | 19,136 | —    |
| (2) 受取手形及び売掛金     | 46,964         | 46,964 | —    |
| (3) 有価証券及び投資有価証券  | 9,438          | 9,438  | —    |
| 資産計               | 75,539         | 75,539 | —    |
| (1) 支払手形及び買掛金     | 23,061         | 23,061 | —    |
| (2) 短期借入金         | 15,396         | 15,396 | —    |
| (3) 社債            | 5,040          | 5,092  | △52  |
| (4) 長期借入金         | 16,603         | 16,810 | △206 |
| 負債計               | 60,101         | 60,360 | △258 |
| デリバティブ取引(※)       |                |        |      |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの | (52)           | (52)   | —    |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの  | 912            | 912    | —    |
| デリバティブ計           | 859            | 859    | —    |

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所価格によっております。

## 負債

### (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 社債

当社及び子会社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間または信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### (4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引については、取引の対象物の種類ごとに、取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額2,413百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,342円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 96円98銭    |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |                       |                                | 負 債 の 部        |                       |                                |
|-----------------|-----------------------|--------------------------------|----------------|-----------------------|--------------------------------|
| 科 目             | 当事業年度<br>(平成25年3月31日) | (ご参考)<br>前事業年度<br>(平成24年3月31日) | 科 目            | 当事業年度<br>(平成25年3月31日) | (ご参考)<br>前事業年度<br>(平成24年3月31日) |
| <b>流動資産</b>     | <b>64,671</b>         | <b>62,122</b>                  | <b>流動負債</b>    | <b>32,288</b>         | <b>30,162</b>                  |
| 現金及び預金          | 9,293                 | 6,420                          | 支払手形           | 171                   | 209                            |
| 受取手形            | 2,003                 | 1,885                          | 買掛金            | 12,504                | 12,288                         |
| 売掛金             | 31,906                | 32,570                         | 短期借入金          | 3,830                 | 4,510                          |
| 商品及び製品          | 11,802                | 11,508                         | 一年内返済予定長期借入金   | 6,608                 | 3,698                          |
| 原材料及び貯蔵品        | 6,664                 | 6,929                          | リース債務          | 33                    | 15                             |
| 前渡金             | 361                   | 293                            | 未払金            | 1,830                 | 2,952                          |
| 前払費用            | 357                   | 363                            | 未払法人税等         | 2,697                 | 1,893                          |
| 繰延税金資産          | 570                   | 640                            | 未払消費税等         | 346                   | 376                            |
| その他             | 1,714                 | 1,513                          | 預り金            | 2,108                 | 2,074                          |
| 貸倒引当金           | △4                    | △3                             | 未払費用           | 673                   | 698                            |
| <b>固定資産</b>     | <b>84,479</b>         | <b>82,262</b>                  | 賞与引当金          | 1,357                 | 1,324                          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>44,598</b>         | <b>45,450</b>                  | 役員賞与引当金        | 104                   | 82                             |
| 建物              | 15,771                | 16,137                         | その他の           | 21                    | 38                             |
| 構築物             | 2,921                 | 2,915                          | <b>固定負債</b>    | <b>14,116</b>         | <b>19,104</b>                  |
| 機械及び装置          | 11,052                | 10,989                         | 社債             | 5,000                 | 5,000                          |
| 車両及び運搬具         | 15                    | 5                              | 長期借入金          | 7,340                 | 12,288                         |
| 工具、器具及び備品       | 771                   | 888                            | リース債務          | 72                    | 22                             |
| 土地              | 13,968                | 14,001                         | 退職給付引当金        | 1,239                 | 1,093                          |
| 建設仮勘定           | 97                    | 512                            | 役員退職慰労引当金      | —                     | 380                            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>722</b>            | <b>754</b>                     | 債務保証損失引当金      | 2                     | 320                            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>39,159</b>         | <b>36,057</b>                  | 長期繰延税金負債       | 79                    | —                              |
| 投資有価証券          | 8,785                 | 6,612                          | その他            | 382                   | —                              |
| 関係会社株式          | 19,443                | 18,881                         | <b>負債合計</b>    | <b>46,405</b>         | <b>49,267</b>                  |
| 関係会社出資金         | 6,502                 | 6,686                          | <b>純資産の部</b>   |                       |                                |
| 長期貸付金           | 4,580                 | 5,033                          | 株主資本           | 99,419                | 93,478                         |
| 長期前払費用          | 735                   | 112                            | 資本金            | 13,208                | 13,208                         |
| 繰延税金資産          | —                     | 233                            | 資本剰余金          | 18,324                | 18,324                         |
| その他             | 908                   | 943                            | 資本準備金          | 18,324                | 18,324                         |
| 貸倒引当金           | △835                  | △1,300                         | 利益剰余金          | 69,633                | 63,691                         |
| 投資損失引当金         | △961                  | △1,146                         | 利益準備金          | 2,017                 | 2,017                          |
| <b>資産合計</b>     | <b>149,150</b>        | <b>144,384</b>                 | その他利益剰余金       | 67,615                | 61,673                         |
|                 |                       |                                | 買換資産積立金        | 279                   | 258                            |
|                 |                       |                                | 配当準備積立金        | 2,250                 | 2,250                          |
|                 |                       |                                | 別途積立金          | 32,000                | 32,000                         |
|                 |                       |                                | 繰越利益剰余金        | 33,085                | 27,164                         |
|                 |                       |                                | 自己株式           | △1,746                | △1,746                         |
|                 |                       |                                | 評価・換算差額等       | 3,325                 | 1,639                          |
|                 |                       |                                | その他有価証券評価差額金   | 2,759                 | 1,348                          |
|                 |                       |                                | 繰延ヘッジ損益        | 565                   | 290                            |
|                 |                       |                                | <b>純資産合計</b>   | <b>102,745</b>        | <b>95,117</b>                  |
|                 |                       |                                | <b>負債純資産合計</b> | <b>149,150</b>        | <b>144,384</b>                 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

| 科 目                     | 当事業年度<br>(平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで) | (ご参考)<br>前事業年度<br>(平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで) |
|-------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 売 上 高                   | 135,947                                | 142,566                                         |
| 売 上 原 価                 | 107,116                                | 114,849                                         |
| 売 上 総 利 益               | 28,830                                 | 27,716                                          |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 17,567                                 | 17,698                                          |
| 営 業 利 益                 | 11,263                                 | 10,018                                          |
| 営 業 外 収 益               | 1,129                                  | 947                                             |
| 営 業 外 費 用               | 628                                    | 628                                             |
| 経 常 利 益                 | 11,764                                 | 10,336                                          |
| 特 別 利 益                 | 913                                    | 506                                             |
| 債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 320                                    | 320                                             |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 448                                    | 147                                             |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 144                                    | —                                               |
| 関 係 会 社 出 資 金 売 却 益     | —                                      | 39                                              |
| 特 別 損 失                 | 691                                    | 466                                             |
| 固 定 資 産 処 分 損           | 86                                     | 130                                             |
| 関 係 会 社 事 業 再 構 築 損 失   | 605                                    | 248                                             |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | —                                      | 54                                              |
| 災 害 に よ る 損 失           | —                                      | 32                                              |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 11,985                                 | 10,377                                          |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税   | 4,175                                  | 3,138                                           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △194                                   | 863                                             |
| 当 期 純 利 益               | 8,005                                  | 6,375                                           |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |        |             |           |             |            |             |        |             | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|-----------------------------|---------|--------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|--------|-------------|--------|------------|
|                             | 資本剰余金   |        |             | 利 益 剰 余 金 |             |            |             |        |             |        |            |
|                             | 資本金     | 資本準備金  | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他利益剰余金    |            |             |        | 利益剰余金<br>合計 |        |            |
| 買換資産<br>積立金                 |         |        |             |           | 配当準備<br>積立金 | 別 途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |        |             |        |            |
| 当 期 首 残 高                   | 13,208  | 18,324 | 18,324      | 2,017     | 258         | 2,250      | 32,000      | 27,164 | 63,691      | △1,746 | 93,478     |
| 当 期 変 動 額                   |         |        |             |           |             |            |             |        |             |        |            |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |        |             |           |             |            |             | △2,063 | △2,063      |        | △2,063     |
| 当 期 純 利 益                   |         |        |             |           |             |            |             | 8,005  | 8,005       |        | 8,005      |
| 自 己 株 式 の 取 得               |         |        |             |           |             |            |             |        |             | △0     | △0         |
| 買換資産積立金の<br>税率変更による増加       |         |        |             |           | 21          |            |             | △21    | －           |        | －          |
| 株主資本以外の<br>項目の当期<br>変動額（純額） |         |        |             |           |             |            |             |        |             |        |            |
| 当 期 変 動 額 合 計               | －       | －      | －           | －         | 21          | －          | －           | 5,920  | 5,941       | △0     | 5,941      |
| 当 期 末 残 高                   | 13,208  | 18,324 | 18,324      | 2,017     | 279         | 2,250      | 32,000      | 33,085 | 69,633      | △1,746 | 99,419     |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                        | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|------------------|---------|------------------------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                   | 1,348            | 290     | 1,639                  | 95,117    |
| 当 期 変 動 額                   |                  |         |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                  |         |                        | △2,063    |
| 当 期 純 利 益                   |                  |         |                        | 8,005     |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                  |         |                        | △0        |
| 買換資産積立金の<br>税率変更による増加       |                  |         |                        | －         |
| 株主資本以外の<br>項目の当期<br>変動額（純額） | 1,410            | 275     | 1,686                  | 1,686     |
| 当 期 変 動 額 合 計               | 1,410            | 275     | 1,686                  | 7,628     |
| 当 期 末 残 高                   | 2,759            | 565     | 3,325                  | 102,745   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。また、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。
- ② たな卸資産の評価は、移動平均法による原価法によっております。  
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ③ デリバティブの評価は、時価法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定率法によっております。但し、建物及び賃貸用資産については定額法によっております。

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の損益への影響は軽微であります。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、定額法によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準について、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

- ⑤ 投資損失引当金は、関係会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

- ⑥ 債務保証損失引当金は、関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- (5) ヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (7) 会計処理方法の変更  
該当事項はありません。

(追加情報)

#### 役員退職慰労金制度廃止

当社は、平成24年6月26日開催の第84回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、当該株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給の時期は、各役員の退任時とすることを決議いたしました。

これに伴い、役員退職慰労引当金を固定負債「その他」へ振り替えております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産  
該当事項はありません。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 105,149百万円
- (3) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金、大阪府新規事業促進補助金による圧縮記帳額147百万円（建物37百万円、構築物2百万円、機械及び装置101百万円、車両及び運搬具0百万円、工具、器具及び備品1百万円、土地4百万円）が控除されております。
- (4) 偶発債務
- 関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証
- |                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| FUJI OIL(SINGAPORE)PTE. LTD.    | 1,950百万円  |
| 吉林不二蛋白有限公司                      | 1,797百万円※ |
| FUJI VEGETABLE OIL, INC.        | 1,363百万円  |
| FUJI OIL EUROPE                 | 1,293百万円  |
| FUJI OIL(THAILAND)CO., LTD.     | 1,081百万円※ |
| FUJI OIL ASIA PTE. LTD.         | 1,034百万円  |
| NEW LEYTE EDIBLE OIL MFG. CORP. | 892百万円    |
| PT. MUSIM MAS-FUJI              | 870百万円※   |
| 不二製油（張家港）有限公司                   | 514百万円    |
| 千葉バグオイルタンクターミナル株式会社             | 306百万円    |
| SOYAFARM USA INC.               | 18百万円     |
| その他2社                           | 674百万円    |

#### 取引保証

株式会社フジサニーフーズ九州 22百万円

※上記の債務保証に対して、他社から再保証を受けている金額は以下のとおりであります。

吉林不二蛋白有限公司 503百万円

FUJI OIL (THAILAND) CO., LTD. 216百万円

PT. MUSIM MAS-FUJI 191百万円

#### (5) 受取手形割引高

該当事項はありません。

#### (6) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれておりません。

受取手形 356百万円

支払手形 14百万円

#### (7) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権 5,334百万円

② 長期金銭債権 4,574百万円

③ 短期金銭債務 4,784百万円

④ 長期金銭債務 一百万円

#### (8) 親会社株式の各表示区分別の金額

該当事項はありません。

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 15,696百万円

② 仕入高 44,815百万円

③ 営業取引以外の取引高 907百万円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,608千株     | 0千株        | 一千株        | 1,609千株    |

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| (流動資産)       |           |
| 繰延税金資産       |           |
| 未払事業税        | 235百万円    |
| 賞与引当金        | 516百万円    |
| その他          | 165百万円    |
| 繰延税金資産合計     | 917百万円    |
| 繰延税金負債との相殺   | △346百万円   |
| 繰延税金資産の純額    | 570百万円    |
| (流動負債)       |           |
| 繰延税金負債       |           |
| 繰延ヘッジ損益      | 346百万円    |
| 繰延税金負債合計     | 346百万円    |
| 繰延税金資産との相殺   | △346百万円   |
| 繰延税金負債の純額    | －百万円      |
| (固定資産)       |           |
| 繰延税金資産       |           |
| 関係会社株式評価損    | 3,475百万円  |
| 関係会社貸倒引当金    | 259百万円    |
| 投資損失引当金      | 342百万円    |
| 退職給付引当金      | 471百万円    |
| 上場株式評価損      | 215百万円    |
| 減損損失         | 485百万円    |
| その他          | 238百万円    |
| 繰延税金資産小計     | 5,488百万円  |
| 評価性引当額       | △4,258百万円 |
| 繰延税金資産合計     | 1,230百万円  |
| 繰延税金負債との相殺   | △1,230百万円 |
| 繰延税金資産の純額    | －百万円      |
| (固定負債)       |           |
| 繰延税金負債       |           |
| 買換資産積立金      | 154百万円    |
| その他有価証券評価差額金 | 1,155百万円  |
| 繰延税金負債合計     | 1,309百万円  |
| 繰延税金資産との相殺   | △1,230百万円 |
| 繰延税金負債の純額    | 79百万円     |

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 法定実効税率            | 38.0% |
| (調整)              |       |
| 交際費等一時差異でない項目     | △0.8% |
| 住民税均等割            | 0.2%  |
| 試験研究費等の税額控除       | △2.2% |
| 評価性引当額            | △2.0% |
| その他               | △0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 33.2% |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等

| 属性        | 会社等の名称    | 資本金又は出資金   | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%)            | 関連当事者との関係                  | 取引の内容   | 取引金額(百万円) | 科目  | 期末残高(百万円) |
|-----------|-----------|------------|-----------|------------------------------|----------------------------|---------|-----------|-----|-----------|
| 主要株主(会社等) | 伊藤忠商事株式会社 | 202,241百万円 | 総合商社      | 被所有<br>(直接 20.8)<br>(間接 5.0) | 原材料等の購入並びに当社製品の販売<br>役員の兼任 | 製品の販売   | 7,428     | 売掛金 | 1,604     |
|           |           |            |           |                              |                            | 原材料等の購入 | 22,988    | 買掛金 | 1,579     |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。

(2) 子会社及び関連会社等

| 属性  | 会社等の名称                              | 資本金又は<br>出資金 | 事業の内容<br>又は職業            | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>( 被 所 有 )<br>割 合 ( % ) | 関連当事者<br>との 関係        | 取引の内容                          | 取引金額<br>(百万円) | 科 目   | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|-------------------------------------|--------------|--------------------------|--------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------|---------------|-------|---------------|
| 子会社 | トーラク<br>株式会社                        | 90百万円        | 乳加工食品・<br>豆乳製品の<br>製造・販売 | 所有<br>直接 100.0                             | 資金の援助<br>役員の兼任        | 資金の貸付<br>(注1)<br>利息の受取<br>(注1) | 2,343<br>22   | 長期貸付金 | 2,343         |
| 子会社 | 株式会社<br>フジサニ<br>ーフーズ                | 99百万円        | 食 品 卸 売                  | 所有<br>直接 100.0                             | 営業上の取引                | 製品の販売<br>(注2)                  | 4,633         | 売掛金   | 1,705         |
| 子会社 | FUJ OIL<br>(SINGAPORE)<br>PTE. LTD. | US\$11,741千  | 食用油脂の<br>製造・販売           | 所有<br>直接 90.0<br>間接 10.0                   | 役員の兼任                 | 債 務 保 証<br>(注3)                | 1,950         | —     | —             |
| 子会社 | 不二つくば<br>フーズ株式<br>会社                | 99百万円        | 大豆たん白<br>食品の製造           | 所有<br>直接 100.0                             | たん白食品<br>つくば工場<br>の賃貸 | 工場の賃貸<br>(注4)                  | 187           | —     | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注2) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。
- (注3) 債務保証は主に各社の銀行借入に対するものであり、取引金額は平成25年3月31日現在の残高であります。
- (注4) 工場の賃貸については、固定資産税評価額に基づいて、2年に一度交渉の上、賃貸料金額を決定しています。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,195円27銭
- (2) 1株当たり当期純利益 93円12銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

平成25年5月9日

## 独立監査人の監査報告書

不二製油株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田安弘<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋和人<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 正司素子<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二製油株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二製油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

平成25年5月9日

## 独立監査人の監査報告書

不二製油株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 和田 安弘<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 和人<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 正 司 素子<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二製油株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」に係る会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、定期的に会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 5 月15日

不二製油株式会社 監査役会

監査役 (常勤) 枅 井 俊 一 ㊟

監査役 (常勤) 岩 朝 央 ㊟

社 外 監 査 役 松 本 稔 ㊟

社 外 監 査 役 江 名 昌 彦 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりの期末配当といたしたいと存じます。

第85期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案しました結果、1株につき金13円として、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は金1,117,484,849円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり、改めたいと存じます。

### 1. 提案の理由

取締役会の招集権者および議長について、取締役会規則に定めることを明確にすることにより、取締役会の運営の柔軟性を確保するため、現行定款第23条の変更を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

#### 定款一部変更新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                      | 変 更 案                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第22条 (条文省略)                                                                                                              | 第1条～第22条 (現行どおり)                                                                |
| (取締役会の招集権者および議長)<br>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> | (取締役会の招集権者および議長)<br>第23条 取締役会の招集権者および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会規則により定める。</u> |
| 第24条～第46条 (条文省略)                                                                                                             | 第24条～第46条 (現行どおり)                                                               |

### 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成22年5月7日付取締役会決議および平成22年6月22日付第82回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入しておりますところ、旧プランの有効期間は本総会終結の時までとされています。

当社は、平成25年5月9日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

本議案は、当社定款第45条の定めに基づき、新プランへの更新について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

#### I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまます。従いまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様のご意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、「食」の創造を通して、健康で豊かな生活に貢献します。」を企業理念に、独自の技術開発に挑戦し、安心安全で、様々な機能を持つ植物性油脂、製菓製パン素材、大豆たん白製品を国内・海外のお客様に広くお届けしています。同時に食品メーカーとして“安全・品質・環境を最優先する。”を経営の前提と位置づけ、安全な工場運営、厳格な品質管理、トレーサビリティシステムの拡充、環境保全への対応など積極的に取り組んでいます。

このような企業活動を推進する当社および当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）にとり、企業価値の源泉である①独自の技術開発力、②食のソフト開発力による提案営業、③国内・海外のネットワーク、④食の安全を実現する体制および⑤企業の社会的責任を強化するとともに研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめとする当社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行ったりすること等を可能とする枠組みが必要不可欠であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為に対しては、原則として会社法上の株主総会における株主の皆様ご意思等に基づき、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プランの内容

#### (1) 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量取得行為（1. (2)において定義されます。）が行われる場合に、当社取締役会が大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量取得行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当該大量取得行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 当社取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量取得者との交渉を行い、(iv) 当該大量取得行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様ご意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定めています。かかる株主の皆様ご意思を確認する機会を確保するため、大量取得者には、当社取締役会が当該大量取得行為につき当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると認め、その旨を公表した場合を除いて、前記(i)から(iv)の一連の手続きに従い、株主総会の決議が完了する日まで大量取得行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

## (2) 対象となる大量取得行為

本プランは、(i) 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、(ii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）または、(iii) 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注4）（以下かかる買付行為または合意等を「大量取得行為」といいます。）を適用対象とします。

## (3) 情報提供の要求

前記(2)に定める大量取得行為を行う大量取得者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量取得行為の実行に先立ち、当社に対して、大量取得者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量取得行為の概要を明示した、本プランに定める手続きを遵守する旨の「意向表明書」を当社の定める書式により提出していただきます。

当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量取得者に当社が定める買付説明書（以下に定義されます。）の書式を交付いたします。大量取得者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。

本必要情報の具体的内容は大量取得者の属性および大量取得行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量取得者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（大量取得者の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量取得者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大量取得者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大量取得者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③ 大量取得行為の目的、方法および内容（大量取得行為の対価の価額・種類、大量取得行為の時期、関連する取引の仕組み、大量取得行為の方法の適法性、大量取得行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量取得行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- ⑤ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大量取得行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当初提供していただいた情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）と協議の上、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量取得者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

大量取得行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

#### **(4) 取締役会による大量取得行為の内容の検討・大量取得者との交渉・情報開示**

大量取得者より情報提供が十分になされたとき当社取締役会が認めた場合は、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量取得行為の場合）の検討期間（以下「取締役会評価期間」といいます。但し、当社取締役会は、当社企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため大量取得行為の内容の検討・大量取得者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内（但し、原則として上限を30日間とします。）で検討期間を延長することができるものとします。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には速やかにその旨の情報開示を行い検討期間の開始時には適切と認める事項について情報開示を行うものとし、かつ、取締役会評価期間を延長する場合には、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。）を設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量取得者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量取得者の大量取得行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、外部専門家等の助言を得るものとします。



その上で、当社取締役会は、大量取得行為の内容を検討し大量取得行為の内容を改善させるために、必要に応じ、大量取得者と協議、交渉を行います。大量取得者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、株主の皆様が買付提案に応じるか否かにつき適切に判断できる状況を確保するため、大量取得者の大量取得行為の内容に対する当社取締役会の評価を取りまとめ、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要も併せて、適切に情報開示を行い、説明責任を果たします。また、当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量取得者から提出された買付説明書の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

#### (5) 株主意思の確認手続き

取締役会評価期間終了後、当社取締役会は、原則として、当社取締役会が下記 (i) 乃至 (iii) に該当すると判断した場合を除き、当該大量取得行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様に判断して頂きます。

(i) 大量取得者が本プランに定める手続きを遵守していない場合

(ii) 大量取得行為が 2. (1)イ. またはロ. で規定する事項に該当する場合

(iii) 大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資する場合

当社株主の皆様のご意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による普通決議によるものとします。

当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大量取得行為の提案に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、前記 1. (4)における取締役会評価期間終了後、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定します。本基準日は、関係法令および証券保管振替機構による総株主通知に基づく株主確定にかかる実務に照らして定めることが可能な最も早い日とし、当社は、本基準日の 2 週間前までに当社定款に定める方法により本基準日の公告を行うものとします。また、当社は、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様のご意向を速やかに確認するため、対抗措置として会社法その他の法令および当社定款により認められる措置のうち、当社がその時点で相当と考える対抗措置の内容を決定した上で、本株主総会を遅滞なく開催いたします。

- ① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ② 本株主総会の決議は、法令および当社定款第14条第1項に基づき、出席した株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
- ③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、大量取得行為の開始をしてはならないものとします。

④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

また、当社取締役会は、上記 (i) または (ii) に該当する場合に準ずると判断し、かつ、善管注意義務に照らして当社株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、当該大量取得行為に関する当社株主の皆様の意思を確認することができるものとします (注5)。

## 2. 大量取得行為が行われた場合の対応方針

### (1) 大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守した場合

大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、前記

1. (5)記載のとおり、当社株主の皆様による本株主総会の決議により、大量取得行為に対し、対抗措置を発動しまたは発動しないことといたします。

なお、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であって、かつ、当該買付等の提案が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資すると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は対抗措置を講じないものとします。

もっとも、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であっても当該大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守るために、取締役会の決議により対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量取得行為である場合

① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買付 (最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。) 等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量取得行為である場合

これらの場合、当社取締役会は、当該大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か判断の合理性・客観性を高めるために、外部専門家等の助言を得つつ、対抗措置の発動、不発動の判断を行うものとします。

なお、大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、本株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大量取得者が本株主総会終了の前までに大量取得行為を開始し、または当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると当社取締役会が判断したときは、本株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

## (2) 大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、大量取得者により本プランに定める手続きが遵守されない場合には、引き続き本必要情報および買付説明書の提出を求めて大量取得者と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。

## (3) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大量取得行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置とします。大量取得行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙に記載のとおりです。

## (4) 対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大量取得者が大量取得行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大量取得者が大量取得行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を中止または停止することができるものとします。

- ① 当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ② 新株予約権の無償割当ての効力発生後においては、行使期間開始までの間は、当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、速やかに情報開示を行います。

### 3. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

### 4. 法令等による修正

本プランにおいて引用する法令の規定は、平成25年5月9日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注1) (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下本議案において同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下本議案において同じとします。）並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）または、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- (注2) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下本議案において同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合（但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。）または、(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。なお各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- (注4) 共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。
- (注5) 具体的には、株主総会において大量取得者等に対し買付行為等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。

以上

## 新株予約権概要

## 1. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

## 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## 7. 新株予約権の行使期間

当社取締役会が別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

## 8. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者および取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。  
また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8. ②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ③ 取得条項の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 第4号議案 取締役14名選任の件

平成24年12月31日付をもって社外取締役の中山勇氏が、平成25年3月31日付をもって取締役の吉田友行氏がそれぞれ辞任され、本総会終結の時をもって他の取締役12名全員は任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | えびはら よし たか<br>海老原 善 隆<br>(昭和21年1月9日生) | 昭和52年10月 当社入社<br>平成元年11月 食品研究所油脂開発部長<br>平成4年2月 VAMO-FUJI SPECIALTIES N.V. 副社長<br>平成10年4月 当社油脂事業部長<br>平成12年6月 当社取締役<br>平成14年4月 当社常務取締役<br>平成15年4月 兼株式会社阪南タンクターミナル代表取締役<br>社長<br>平成16年4月 兼油脂事業部分掌<br>平成17年4月 欧州・米国事業統括本部長<br>平成18年6月 兼油脂事業部門分掌<br>平成19年4月 当社代表取締役社長<br>平成25年4月 当社代表取締役会長(現任)                                         | 31,903株        |
| 2         | し みず ひろ し<br>清 水 洋 史<br>(昭和28年7月1日生)  | 昭和52年4月 当社入社<br>平成6年10月 蛋白販売本部小売事業部開発室長<br>平成11年10月 新素材事業部長兼新素材販売部長<br>平成13年7月 食品機能剤事業部長<br>平成16年6月 当社取締役<br>平成18年4月 不二製油(張家港)有限公司董事長/総経理<br>兼不二製油(張家港保税区)有限公司董事長<br>/総経理<br>平成19年12月 兼不二富吉(北京)科技有限公司副董事長/<br>総経理<br>平成20年4月 当社経営企画部長<br>平成21年4月 当社常務取締役<br>平成22年4月 蛋白加工食品カンパニー長兼大阪支店長<br>平成24年4月 当社専務取締役<br>平成25年4月 当社代表取締役社長(現任) | 10,024株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | やま なか とし まさ<br>山 中 敏 正<br>(昭和24年12月8日生) | 平成17年5月 伊藤忠商事株式会社退社<br>平成17年5月 当社入社 管理本部副本部長兼管理本部経営<br>管理部長<br>平成17年7月 当社執行役員<br>平成18年4月 管理本部長兼管理本部経営管理部長<br>平成18年6月 当社取締役兼リスク管理担当兼情報開示担当<br>平成19年4月 当社常務取締役兼リスク管理担当兼情報開示<br>担当<br>平成21年4月 管理本部長兼リスク管理担当兼情報開示担当<br>平成23年4月 当社専務取締役管理本部長兼リスク管理担当<br>兼情報開示担当<br>平成25年4月 当社取締役専務執行役員経本部長兼情報開<br>示担当 (現任)                              | 13,698株        |
| 4         | なか むら おさむ<br>中 村 修<br>(昭和25年4月8日生)      | 昭和49年4月 当社入社<br>平成9年10月 アジア販売部長<br>平成12年10月 FUJI VEGETABLE OIL, INC. 社長<br>平成15年9月 当社東京販売第一部長<br>平成17年7月 当社執行役員<br>平成18年4月 食品機能剤事業部長兼大阪支店長<br>平成19年4月 販売本部副本部長 (西日本担当) 兼大阪支店<br>長<br>平成19年6月 当社取締役<br>平成20年4月 油脂加工食品カンパニー長<br>平成21年4月 当社常務取締役<br>平成23年4月 当社専務取締役<br>平成23年6月 東京支社長<br>平成25年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼国際本<br>部長兼東京支社長 (現任) | 11,173株        |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | おかもと かずみ<br>岡本和三<br>(昭和24年8月7日生) | 昭和51年3月 当社入社<br>平成10年4月 東京販売第一部副部長<br>平成12年4月 東京販売第四部長<br>平成14年6月 当社取締役<br>平成16年4月 販売部門分掌補佐<br>平成17年4月 販売本部副本部長<br>平成18年4月 当社常務取締役販売本部長<br>平成20年4月 小売商品カンパニー長兼大阪支店長<br>平成22年4月 人事総務本部・ロジスティクス部分掌兼熊取<br>研修所長兼コンプライアンス担当<br>平成23年4月 人事総務本部長兼熊取研修所長兼コンプライ<br>アンス担当<br>平成24年4月 当社専務取締役<br>平成25年4月 当社取締役専務執行役員人事総務本部長兼熊<br>取研修所長兼コンプライアンス担当 (現任)                                                                       | 14,742株    |
| 6     | たかぎ しげる<br>高木茂<br>(昭和26年2月1日生)   | 昭和49年4月 当社入社<br>平成7年10月 食品第二事業部食品第二生産部長<br>平成15年8月 トーラク株式会社常務取締役<br>平成16年6月 当社取締役<br>平成17年4月 トーラク株式会社専務取締役<br>平成18年4月 同社代表取締役社長<br>平成20年4月 当社安全環境本部長兼阪南事業所長兼安全環<br>境本部原動部長<br>平成21年4月 当社常務取締役<br>平成21年6月 兼安全・品質・環境担当兼品質保証部分掌<br>平成22年4月 兼生産性推進室分掌<br>平成23年4月 生産管理本部長兼安全・品質・環境担当兼生<br>産担当補佐兼阪南事業所長<br>平成24年4月 生産管理本部長兼安全・品質・環境担当兼生<br>産担当兼阪南事業所長<br>平成25年4月 当社取締役常務執行役員生産管理本部長兼安<br>全・品質・環境担当兼生産担当兼阪南事業所<br>長 (現任) | 17,565株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7         | 寺 西 進<br>(昭和28年6月13日生)   | 昭和51年4月 当社入社<br>平成11年2月 吉林不二蛋白有限公司総経理<br>平成14年7月 当社蛋白事業部蛋白生産部長<br>平成16年4月 蛋白事業部長<br>平成16年6月 当社取締役<br>平成19年4月 技術開発部長<br>平成21年4月 当社常務取締役<br>平成21年6月 技術開発部、工務部分掌<br>平成22年4月 経営企画本部長<br>平成24年4月 購買物流本部長<br>平成25年4月 当社取締役常務執行役員原料部・資材部・ロジスティクス部担当（現任）                                                                        | 19,413株        |
| 8         | 前 田 裕 一<br>(昭和30年1月25日生) | 昭和58年4月 当社入社<br>平成7年10月 中央研究所 第一研究室長<br>平成11年10月 新素材事業部副事業部長兼新素材開発室長<br>平成14年4月 新素材研究所長兼つくば研究開発センター長<br>平成17年4月 研究開発本部長兼つくば研究開発センター長<br>平成17年7月 当社執行役員<br>平成18年4月 経営企画室長<br>平成19年6月 当社取締役<br>平成20年4月 蛋白加工食品カンパニー蛋白素材部門長<br>平成23年4月 当社常務取締役<br>平成24年4月 研究本部長兼つくば研究開発センター長<br>平成25年4月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長兼つくば研究開発センター長（現任） | 22,303株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                   | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9     | <p>うち やま てつ や<br/>内山 哲也<br/>(昭和27年10月27日生)</p> | <p>昭和52年4月 当社入社<br/>平成7年7月 開発本部油脂開発室長<br/>平成13年1月 VAMO-FUJI N.V. 社長<br/>平成15年4月 当社食品第一事業部長<br/>兼株式会社エフアンドエフ代表取締役社長<br/>平成17年4月 製菓製パン素材事業部長<br/>平成17年7月 当社執行役員<br/>平成20年4月 油脂加工食品カンパニーチョコレート部門長<br/>平成21年4月 兼PT. FREYABADI INDOTAMA副社長<br/>平成21年6月 当社取締役<br/>平成21年12月 FUJI VEGETABLE OIL, INC. 社長<br/>平成24年4月 当社常務取締役油脂加工食品カンパニー副カンパニー長兼油脂加工食品カンパニー油脂加工食品海外第二部門長<br/>平成25年4月 当社取締役常務執行役員事業本部長兼油脂事業部長（現任）</p> | 12,649株    |
| 10    | <p>にし むら いち ろう<br/>西村 一郎<br/>(昭和26年7月7日生)</p>  | <p>昭和54年10月 当社入社<br/>平成10年4月 油脂事業部油脂生産部長<br/>平成17年4月 油脂事業部長兼株式会社阪南タンクターミナル代表取締役社長<br/>平成18年7月 当社執行役員<br/>平成20年4月 油脂加工食品カンパニー油脂部門長兼株式会社阪南タンクターミナル代表取締役社長<br/>平成21年4月 当社常務執行役員<br/>FUJI OIL EUROPE社長<br/>平成22年6月 当社取締役<br/>平成24年4月 当社常務取締役<br/>平成24年6月 生産技術本部長<br/>平成25年4月 当社取締役常務執行役員技術開発部・工務部担当（現任）</p>                                                                                                     | 51,843株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 11        | く の みつぐ<br>久野 貢<br>(昭和26年8月5日生)   | 平成22年3月 伊藤忠商事株式会社退社<br>平成22年4月 当社入社<br>平成22年4月 当社常務執行役員海外事業本部長付<br>平成23年4月 経営企画本部特命担当<br>平成23年6月 当社取締役<br>平成24年4月 当社常務取締役経営企画本部長兼不二製油<br>(張家港) 有限公司董事長<br>平成25年4月 当社取締役常務執行役員経営企画本部長兼<br>リスク管理担当兼不二製油(張家港)有限<br>有限公司董事長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>不二製油(張家港)有限公司董事長                                                                                                                         | 7,962株         |
| 12        | こ ばやし まこと<br>小林 誠<br>(昭和28年7月5日生) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成8年7月 応用研究所つくば第二開発室長<br>平成14年4月 食品第二事業部長<br>平成16年4月 商品・ソフト開発研究所長兼商品・ソフト<br>開発研究所 商品・ソフト開発第二部長<br><br>平成18年4月 研究開発本部長<br>平成18年7月 当社執行役員<br>平成19年6月 当社取締役<br>平成19年10月 兼研究開発本部蛋白開発研究所長<br>平成20年4月 研究本部長兼研究本部基盤技術研究所長兼<br>つくば研究開発センター長<br><br>平成23年4月 研究本部長兼つくば研究開発センター長<br>平成24年4月 蛋白加工食品カンパニー副カンパニー長兼<br>蛋白加工食品カンパニー蛋白加工食品海外<br>部門長<br>平成25年4月 当社取締役執行役員事業本部新規事業部長<br>(現任) | 16,408株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 13    | 木本実<br>(昭和27年11月30日生) | 昭和58年5月 当社入社<br>平成17年4月 製菓製パン素材事業部副事業部長<br>平成21年7月 当社執行役員<br>平成23年4月 蛋白加工食品カンパニー大豆加工食品部門長<br>平成24年4月 当社常務執行役員<br>平成25年4月 当社上席執行役員事業本部大豆加工食品事業部長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>上海旭洋緑色食品有限公司董事長<br>深圳旭洋緑色食品有限公司董事長<br>山東龍藤不二食品有限公司董事長                      | 6,598株     |
| 14    | 三品和広<br>(昭和34年9月23日生) | 平成元年9月 ハーバード・ビジネス・スクール助教授<br>平成7年10月 北陸先端科学技術大学院大学先端科学技術調査センター助教授<br>平成9年4月 北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科助教授<br>平成14年10月 神戸大学大学院経営学研究科助教授<br>平成16年10月 神戸大学大学院経営学研究科教授(現任)<br>平成24年6月 株式会社ニチレイ社外取締役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>神戸大学大学院経営学研究科教授<br>株式会社ニチレイ社外取締役 | 0株         |

- (注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 木本実氏および三品和広氏は新任の取締役候補者であります。
- (注3) 三品和広氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所ならびに大阪証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
- (注4) 三品和広氏につきましては、経営戦略、経営者論等の企業経済学の研究活動の第一線で長年活躍してこられ、その専門性の高い学識と豊富な実績を通じて、当社の今後の成長戦略に対して有益な助言が期待できること、かつ、独立した客観的な観点から当社の経営および業務執行の監督ができると判断したため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。当社は、コーポレートガバナンスの強化を通じて、株主価値および企業価値のより一層の向上に努めてまいります。
- (注5) 三品和広氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の候補者とした理由により、当該分野において高い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
- (注6) 三品和広氏が原案どおり選任されますと、当社は同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。損害賠償責任の限度額は、社外取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

### 第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役柘井俊一氏が辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます1名の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| こじょう しげ ほ<br>古城 茂穂<br>(昭和28年11月3日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成14年4月 東京販売第一部長<br>平成17年4月 購買本部原料部長<br>平成22年7月 当社執行役員(現任)<br>平成25年4月 原料部長(現任) | 3,975株     |

(注) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

### 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の社外監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠の社外監査役は社外監査役が法令に定める員数を欠いたことを就任の条件とし、本議案の決議の効力は当該決議後最初に開催する定時株主総会開始の時までとなります。ただし、補欠の社外監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ひらの いく や<br>平野 育哉<br>(昭和38年5月30日生) | 昭和62年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br>平成22年5月 同社営業管理統括部情報通信・航空電子・金融・不動産・保険・物流管理室長<br>平成23年5月 同社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー補佐(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>伊藤忠商事株式会社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー補佐<br>伊藤忠食品株式会社社外監査役<br>伊藤忠飼料株式会社社外監査役 | 0株         |

(注1) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 平野育哉氏は、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

- (注3) 平野育哉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- (注4) 平野育哉氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、伊藤忠商事株式会社の食料カンパニーのチーフフィナンシャルオフィサー補佐として、その食料事業における豊富なご経験および専門的知識等を有しており、外部の視点をもって社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、選任をお願いするものであります。
- (注5) 平野育哉氏が社外監査役に就任された場合、その食料事業における豊富なご経験および専門的知識等を当社の監査機能の強化に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。
- (注6) 本議案の承認可決により平野育哉氏が補欠監査役に選任され、かつ、当社の社外監査役が法令に定める員数を欠いたときに同氏が社外監査役に就任された場合、当社は、同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。社外監査役との責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。損害賠償責任の限度額は、社外監査役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地  
スターゲイトホテル関西エアポート 6階 RICCホール  
(JR関西空港線, 南海関西空港線りんくうタウン駅直結)

りんくうタウン駅へのアクセス

- なんばより…南海電鉄(空港急行)で約40分
- 天王寺より…JR(関空快速)で約45分
- 和歌山市内より…JRまたは南海電鉄で約40分
- 関西国際空港より…JRまたは南海電鉄で約5分



- ・当日の受付時間は、午前9時からとなっております。
- ・当日、当社の役員及び係員はノーネクタイの「クールビズ」にて対応させていただきますので、株主の皆様には何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。
- ・お土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主一人様に対し1個とさせていただきますのでご了承ください。